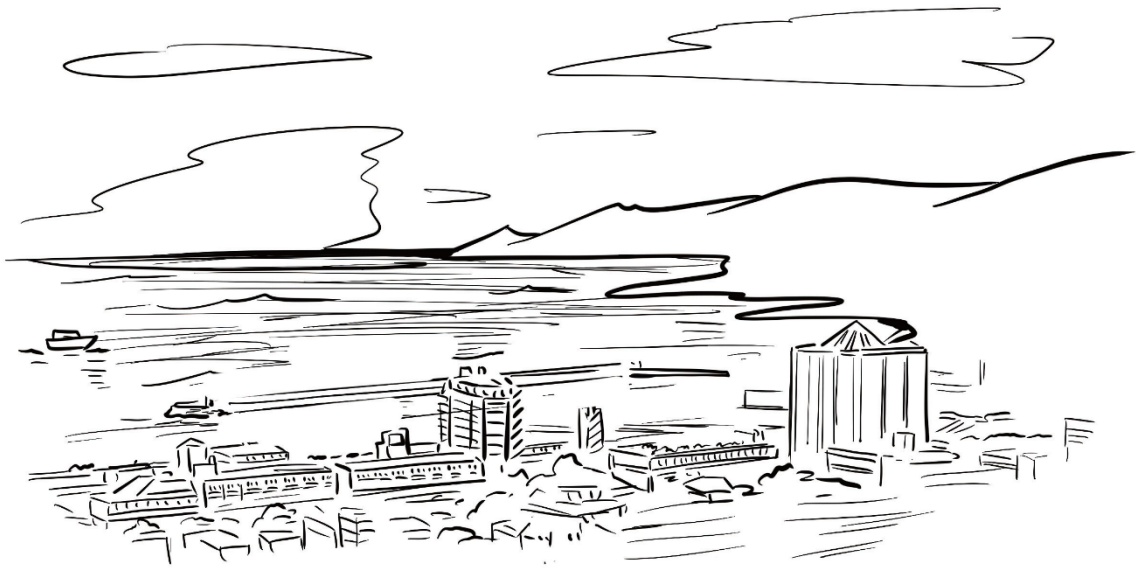


## 第 2 部

### 基本構想



# 1 名護市ならではの市民参加と総合計画のあり方

## まちづくりのテーマ

# つなぎ、創る・しなやかな未来

名護市の地域特性、取巻く時代潮流、第4次の総括及び地域別ワークショップ「よってたかってゆんたく」を踏まえ、特に大切なキーワードを「市民参加」と「つながり」としました。急速に変化する時代の中で、経済は成長期から成熟期へと移行し、平成20(2008)年をピークに日本の人口は減少へと転じています。「成長」を前提とした制度や価値観から、人口や経済の縮小を抑制しながら地域の営みや人々の暮らしを充実するための新たな仕組みを編み出すために、「市民参加」と「つながり」が不可欠となっています。

これらを踏まえ、基本構想で掲げる「求められる名護市の役割」や「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの基本方針」など、目指すべき名護市の「未来」を実現するための手法として、上記のとおりまちづくりのテーマとして「つなぎ、創る・しなやかな未来」を掲げました。

これまでのまちづくりを受け「つなぎ」ながら、それぞれの主体、分野又は能力を「つなぎ」協働して、新しい時代の新しいまちづくり(未来)を進めていくことを「つなぎ、創る」と表現しています。また、これまで積み重ねた名護市の独自性や個性といった根幹を維持しながらも、急速に変化する時代に柔軟に対応していくことを「しなやか」と表現しています。

総合計画は、名護市民をはじめ名護市に関係する全ての人々を対象とした「名護市の計画」です。その前提を踏まえ、計画策定のプロセスにおいても、庁内公募による有志で構成された庁内ワーキングチームを中心に、市民ヒアリングや地域別ワークショップ「よってたかってゆんたく」、更には市民アンケートの実施など、名護市に関わる多くの人々とつながり協働してつくりあげてきました。

近年、関係人口の広がりや、観光の質・量の変化や移住など、様々なつながりが広がっています。本計画の実行にあたっては、行政や地域を越えた多様な担い手による持続可能な取組が求められています。そのため、本計画では、計画内容の記載のみにとどまらず、本計画の実行にあたっての「つながりの道しるべ」(場づくりやしかけなど)と、どのような主体がどのように関係しているのかを分かりやすくダイアグラム(関係図)で示し、まちづくりのプロセスを含めて描いています。

## 2 求められる名護市の役割

名護市を含む北部圏域は、海、山、川など豊かで多様な自然に恵まれた特性を有して発展してきた地域です。その前提に加え、時代潮流や現在の名護市の現状を見据え、市民に、北部圏域住民に、更には訪れる人々に、選ばれ続けるまちとなるよう、求められる名護市の機能と役割を下記のとおり整理し、市民はもとより名護市に関わる多くの人々とつながり協働してまちづくりを進めていきます。

### 豊かなつながりと誇りのまち

～市の主役である市民のニーズに応える～

.....

### 響きあう北部の中核都市

～北部圏域の玄関口として県内外のニーズに応える～

.....

### 新しい時代の小さな世界都市

～「世界」を結び、新しい時代のニーズに応える～

## 豊かなつながりと誇りのまち

～市の主役である市民のニーズに応える～

名護市は、市制誕生から現在に至るまで、先人達によるまちづくりの結果、人々は地域に愛着を持ち豊かにつながり、美しく多様な自然に抱かれた集落・市街地環境に恵まれ、その地域特性に根ざした農林水産業や観光産業、製造業等が発展し、独特な風土や文化等が根づいているまちとなりました。

今後とも、名護市民一人ひとりが、人や自然と豊かにつながりながら、誇りを持って暮らせるまち、また、名護市で学んでいたり就業している人々又はその学校・企業など、名護市に密接につながる様々な主体が、名護市であることを誇りを持って過ごせるまちであり続けることを最も基本的な役割として認識し、まちづくりを進めていきます。

更には、名護市から羽ばたいていった人々が「わたしのふるさと」として、あるいは帰るべき場所として、名護市で成長したことを誇りに思い続けることができるよう、豊かなつながりを築くまちづくりを進めていきます。

## 響きあう北部の中核都市

～北部圏域の玄関口として県内外のニーズに応える～

昭和 48（1973）年に策定された「名護市総合計画・基本構想」（第 1 次）から名護市は、北部の中核都市としての自覚を持ち、まちづくりを進めてきました。その結果、産業、物流、医療、教育、行政などの都市機能が集積し、北部圏域の中核としての役割を担っています。今後も、人と自然と産業が響きあい、北部圏域住民のニーズにも応える高次都市機能を整備し、新たな産業の振興による雇用の機会の創出を図るなど、中核都市としての拠点的功能を担っていきます。

また、名護市は、北部地域と中南部地域を結ぶ広域的な交通ネットワークの要衝となっており、県内や県外、世界各地から観光・保養・レクリエーションの目的で北部地域を訪れる人々の玄関口としての役割を担っています。今後も安らぎや癒し、楽しみを求めて北部地域を訪れる人々に対して、より一層その魅力を享受できるように、北部地域の中核都市としてのまちづくりを進めていきます。

## 新しい時代の小さな世界都市

～「世界」を結び、新しい時代のニーズに応える～

名護市は、地球規模で見れば小さいながらも、世界の一角をなす「都市」として、文化、経済及び環境など様々な面においてその役割を自覚し、持続可能な世界の実現に向けてその一端を担っていく必要があります。

貧困や気候変動など人類共通の課題に対して、グローバルな視点に立ち、私たち一人ひとりの行動が、世界を変えるための目標達成に寄与することを意識して取り組んでいく必要があります。

また、インターネットやSNSなど情報社会の飛躍的な進展により、都市とローカルの位置づけが大きく変化し、地域が世界と直結している時代となりました。

膨大な情報の中に名護市が埋没しないように、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区など、名護市ならではの個性や独自性を追求することで他地域との差別化を図る必要があります。更に、名護市の魅力を世界に確実に届けるため、あらゆるツールや手法を用いた戦略的な情報発信を行う必要があります。そうすることで、「訪れたい」「買いたい」「働きたい」「起業したい」などの意識を喚起するのみにとどまらず、実際に「訪れる」「買う」「働く」「起業する」など直接行動に結びつくまちを目指します。

世界を俯瞰したときに、名護市におのずと目が留まり、選ばれるまちとなるよう、世界の中で輝きを発する人・モノ・場所が織り成す、新しい時代に即した名護市ならではのまちづくりを進めていきます。

## 3 まちづくりの基本理念

基本理念とは、名護市のあらゆるまちづくりを推進するにあたって、市民や団体、事業者、行政等全ての名護市に関わる主体が最も大切にし、踏まえなければならない基本的な考え方です。

これまで名護市は、4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりに取り組む中で、「共生」「自治」「協働」の理念を大切にしてきました。

第5次名護市総合計画においても、これまでの理念を引き継ぎ、以下の基本理念を掲げます。

### 共生 人、自然、地域が共に手を取りあうまち

多様な個性を持った人々同士が互いに認めあうとともに、豊かな自然やそれぞれに特色を持った地域が生命豊かに手を取りあう「共生」のまちづくりを目指します。

### 自治 わたしがわたしらしく輝きはばたけるまち

わたしたち一人ひとりが自分らしい個性を育み、伸ばし、輝きながらそれぞれが持つスキル、知識、経験などを発揮し、誰もが主体的に行動し活躍できる「自治」のまちづくりを目指します。

### 協働 様々な領域を越えて集まり大きく響きあうまち

名護市に暮らす人だけではなく、出身者、縁のある近隣住民又は全国・世界各地のつながりのある主体が名護市のまちづくりの担い手であると広く捉え、様々な領域を越え、交わり、重なりあい、様々な主体がつながりを生み出す「協働」のまちづくりを進めていきます。

## 4 まちづくりの基本方針

### 1 支え合いのあるまちづくり【健康・福祉】

市民がいつまでも健やかでいきいきと暮らすことができるよう、健康寿命の延伸を図るためライフステージに応じた健康づくりや食育の推進、生活習慣病予防に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみによる福祉のまちづくりを推進します。そして、高齢者・障がい者(児)等に対する各種福祉サービスの充実や地域での活躍の場、多様な交流の場づくりなど、市全体で共生社会を推進していきます。

各種社会保障については、市民生活のセーフティネットとして、その充実と安定に努めます。

### 2 育みと学びのあるまちづくり【子育て・教育】

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、多様な子育て支援の充実に努めるとともに、子どもたちが地域に見守られ、成長していけるような環境づくりを進めます。

また、全ての就学前施設における質の高い幼児教育の総合的な提供を推進し、幼児教育の充実と幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指した取組を進めます。

これからの新しい時代を切り拓く「生きる力」の育成を目指し、主体的に学び、他者と協働し、たくましく生きる、心豊かで心身ともに健康な幼児児童生徒の育成を目指した教育を地域及び高等教育機関と連携を図り進めていくとともに、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを目指します。

青少年の健全育成については、地域ぐるみで青少年を育む環境づくりを進めます。

### 3 楽しみのあるまちづくり【文化・交流】

人生100年時代を楽しむために、地域におけるコミュニティ活動や各種社会教育団体の活動を支援するとともに、公民館などの社会教育施設の充実を図ります。

子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができるよう、指導者の育成などスポーツ・レクリエーション活動の振興に努め、併せてスポーツコンベンション誘致も見据えたスポーツ環境の充実を図ります。また、地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の保存・継承と文化財の保全・活用に努めます。

更に、市民一人ひとりの人権や多様性を尊重することをまちづくりの基本としながら、他地域や異文化との交流の輪が広がるよう、交流活動の拡大と積極的な推進を図ります。

## 4 活力のあるまちづくり【産業振興】

北部の中核都市として、多様化するニーズに対応した商工業の振興、企業の誘致と支援、産学官金や農商工等の連携による地域経済の好循環に向けた取組や、中小企業・小規模企業等に対する支援を行い、地域産業の振興を図ります。更に、ライフスタイルの多様化や、モノとICT（情報通信技術）が結ばれるIoT等の技術革新も急速に進み、名護市を取巻く社会潮流を踏まえ、地域産業を担う人材の育成と就労等の支援の充実を図るとともに、起業支援に取り組みます。また、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区の強みを活かした他地域にはない特色のあるまちづくりを目指します。

名護市の豊かな自然環境や歴史・文化など多様な地域資源を活用した滞在促進メニューの創出、やんばる観光の拠点として広域連携による外国人観光客を含む観光客の受入体制及び観光推進体制の強化に取り組みとともに、地域経済の活性化に寄与する観光振興を図ります。

地域の基幹産業である農林水産業については、地場製品のブランド化や担い手の育成、6次産業化や体験型の観光プログラム化、漁港の利活用など、他のテーマとの連携を図った取組を広げ、生産性の高い特色ある産業基盤の構築を目指します。

## 5 暮らしやすいまちづくり【都市基盤・生活環境】

名護市の豊かな自然と調和し、市民も来訪者も「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するため、これまでの地域の景観に配慮しつつ、公園などの公共空間の整備・維持管理、定住できる居住環境の整備及び誰もが訪れたいとなる市街地の整備を図ること、魅力あるまちづくりを目指します。

また、市民の生活を支える道路、河川及び上・下水道といった都市基盤の適切な整備・充実と維持管理を図るとともに、公共交通の確保や環境にやさしい循環型社会に取り組みます。

## 6 安全・安心なまちづくり【防災・安全】

地震や津波、台風などの自然災害並びに交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる事態への対策について、市民、地域、関係機関及び行政が連携・協働して被害を未然に防止、又は最小限に抑えることができる体制を目指します。

## 7 基地問題への対応

市民の安全・安心を守る立場から、基地から派生する騒音被害や米兵等による事件・事故などの基地問題全般について、市民の暮らし、産業活動等の生活環境及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないよう、関係機関等と連携して取り組みます。

## 【全体を支えるための体制づくり】

市民の意見を様々な施策に活かし、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、多様な手段による分かりやすい市政情報の提供と市民ニーズの把握に努めます。

また、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を図るため、経費等の削減と多様な財源の確保を図るとともに、公共施設の管理・整備等を行う際は、PPP/PFI手法を含めた民間活力の導入を推進します。

効率的・効果的な行政運営を推進するため、簡素で効率的な組織体制の構築や施策・事業の選択と集中を行います。更に、市職員の資質向上に努めるとともに、情報通信技術をより活用することで、事務の効率化及び市民サービスの一層の向上を図ります。

## 5 土地利用構想

本基本構想で掲げた「求められる名護市の役割」の実現を図るため、土地利用についても「まちづくりのテーマ」及び「まちづくりの基本理念」を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づいて取り組んでいきます。

### 1 豊かな自然生態系と共生する土地利用

名護市は、多野岳、名護岳、久志岳等の山々と太平洋、東シナ海の2つの海に面する豊かな自然に恵まれたまちです。これらの豊かな自然を背景とした土地利用は、経済活動や文化活動等の基盤となり、私たちに豊かな生活をもたらしています。

名護市の古くからある集落では、背後の山地を源とする大小多くの河川が発達し、低地部ではその河川を利用した水田・畑等の土地利用が展開されています。このように沖縄本島北部地域は、河川を中心に山地～丘陵～低地～集落～海域が一体となった集落が形成されるなど、自然環境と調和した土地利用の展開により、発展してきました。

名護市の財産である豊かな自然を次代に継承していくため、北部の中核都市としての機能の維持及び強化を図りながら、より自然との調和に配慮した土地利用を推進していくことが重要です。

したがって、豊かな自然環境に配慮した土地利用を基本原則とします。そのため、森林や河川環境を守り育てるとともに、海域の汚染を抑制するよう配慮した土地利用を目指します。また、海岸地域や丘陵地域における浸食や崩壊を防ぎながら、海岸保全地域や保安林、風致林等についても適正な保全を図り、景観に配慮しながら豊かな自然を活かした土地利用を目指します。

## 2 都市機能の集約と農村地域の発展

北部圏域は古くから「やんばる（山原）」と呼ばれ、それぞれの地域が特色ある多様な個性を有しながら、人的交流や文化的交流、行政の連携も盛んに行われています。

名護市においては、産業、物流、医療、教育、行政等の都市機能が集積し、北部の中核都市としての役割を担っており、今後とも北部圏域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた安全で快適な土地利用を目指します。

農村地域においては、農業振興や定住人口及び交流人口の受け入れ等、地域がそれぞれの特徴を活かしながら発展できるような活力と安らぎのある土地利用を目指します。

また、中心市街地に隣接する名護湾沿岸に配置される「名護漁港」や「名護浦公園（21世紀の森）」、宇茂佐海岸などにおいて、名護市の特徴を活かしつつ、市民生活エリアとの棲み分けを図った観光機能や、北部地域全体に繋がる交通結節点機能の充実を図ることで、北部地域全体へ波及していく産業振興及び定住促進の取組を進める土地利用を目指します。

このようにそれぞれの土地が有している特性を活かしながら、居住環境や農林水産業及び商工業、観光業等の生活環境や経済活動を支える土地利用を目指します。

## 3 土地利用の規制・誘導

土地はそれぞれの所有者に帰属している貴重な財産です。その一方で、土地は空間的な広がりを持ち、農地や宅地、森林等様々な利用が融合し、相互に影響を及ぼしあうことから、公共的性格を有するものといえます。したがって、その利用にあたっては、公共の福祉を実現する観点から、必要に応じて各々の個別計画に基づく利用規制や適正利用への誘導を進めます。

そのため、名護市の土地利用の方向性については、現在の土地利用状況や地域条件を踏まえつつ、全体の土地利用についての共通認識を図り、各部署の個別計画の策定に取り組みます。

## 6 人口の将来計画

### 将来における定住人口 7万人を目指します。

総合計画においては、都市のインフラ整備や雇用の場の創出、教育・福祉の充実などによる将来の「定住人口」が、10年後のまちの活気を示す基本的な指標となります。

日本の総人口は平成20(2008)年をピークに人口減少社会に突入しており、沖縄県においても令和11(2029)年をピークに人口減少が予測されています。そのような中、名護市においては、平成28(2016)年3月に策定された「名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」(以下「第1期人口ビジョン」という。)の人口将来展望において令和22(2040)年をピークに人口が減少していくことが予測されています。

全国的に人口減少社会に突入しているなか、名護市は人口が微増の傾向にあり、平成27(2015)年の国勢調査を基にした場合、令和11(2029)年の将来推計は63,977人と現在より増加予測となっていますが、年齢区分比率をみると15~64歳の生産年齢人口の割合は減少し、65歳以上の高齢者の割合が増える予測となっています。

人口増加の要因として自然増(出生数と死亡数のプラスの差)と社会増(人口流入数と流出数のプラスの差)があります。沖縄県による「人口移動報告年報」で、名護市においては、一貫して自然増が続いている状況にあります。今後、更に子育てがしやすい環境の整備、若者が集うまちづくり及び企業誘致・支援等を実施することでより一層の自然増・社会増を目指します。また、人口の約21%以上が65歳以上の超高齢社会に向けて、福祉の充実や地域社会への参画を推進し、高齢者が生きがいを持って市民生活を過ごせるよう各種施策を展開していきます。

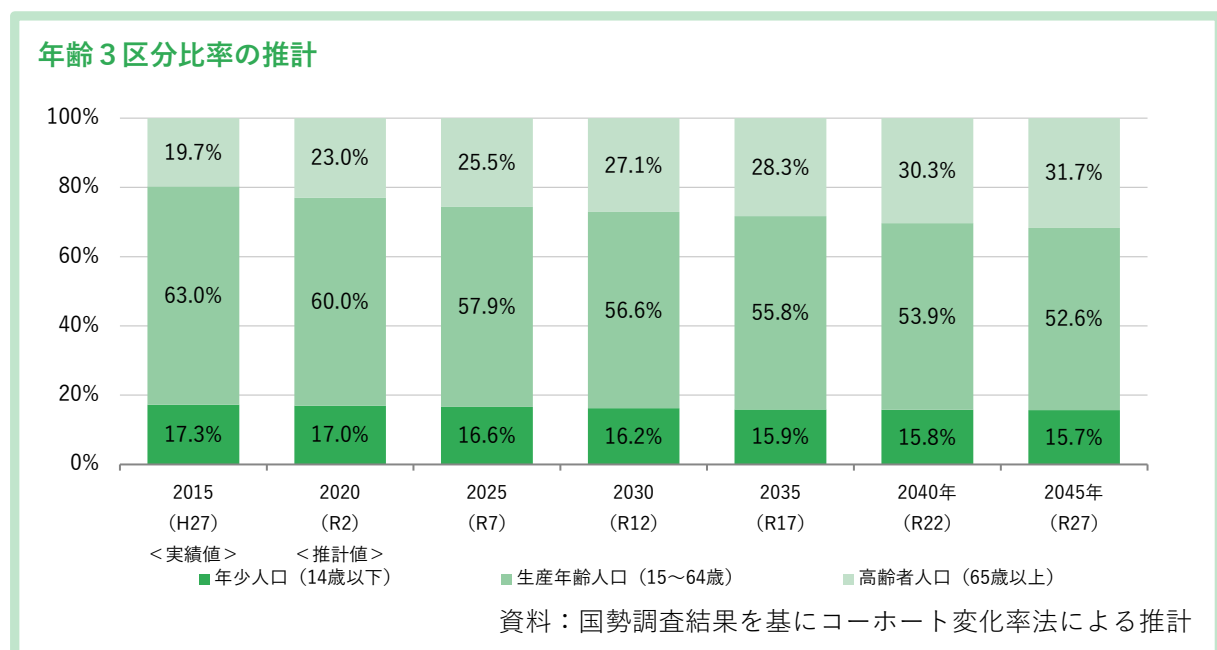
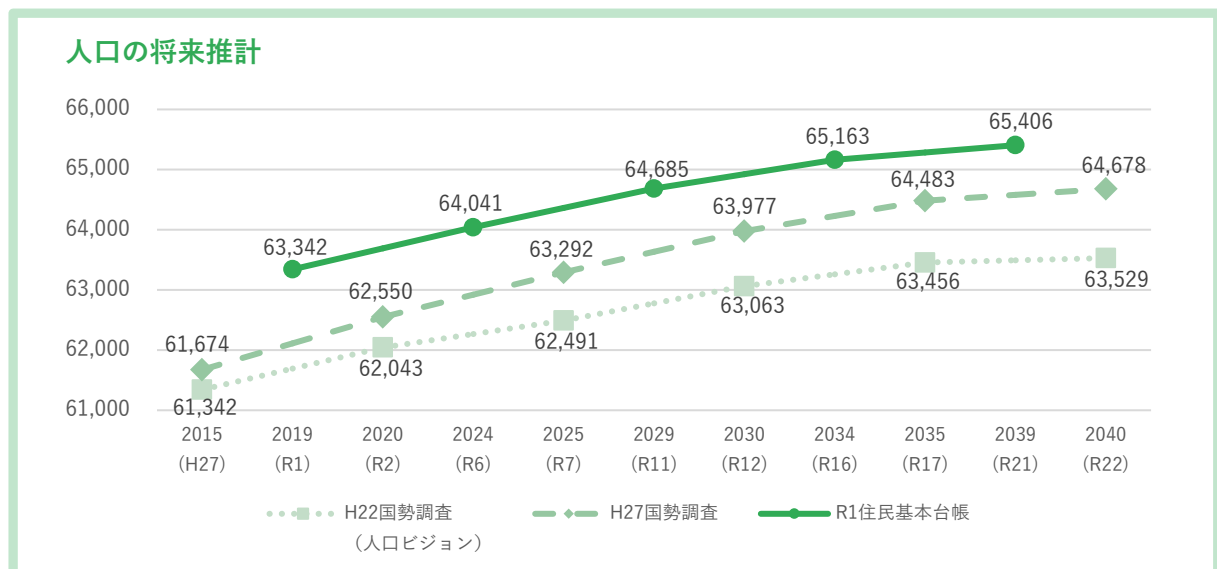
今後、第5次名護市総合計画では、人口減少に備え、誰もが人や自然と豊かにつながりながら誇りを持って暮らせるまち、誰もが住み続けたいと思う「選ばれ続けるまち」を目指し、人口の将来計画を7万人としています。

さらに、精緻な人口の将来計画については、次期人口ビジョン(第2期人口ビジョン(令和4(2022)年3月策定)・第3期人口ビジョン(本計画。令和8(2026)年3月策定)の中で行うものとされているため、本計画の「第3部 人口ビジョン」において、より具体的な人口の将来展望を設定します。

### 将来推計の算出にあたり

「第1期人口ビジョン」において、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成25（2013）年3月の推計及び平成22（2010）年の国勢調査を基に、合計特殊出生率が令和12（2030）年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保つことができる水準2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡（転入者数・転出者数が同数となり、純移動率がゼロで推移する）と仮定し、名護市の人口の将来展望を、令和12（2030）年では63,063人、令和22（2040）年では63,529人としています。

これを、社人研の平成30（2018）年の推計（日本の地域別将来推計人口）及び平成27（2015）年の国勢調査を基に、同条件で仮定した場合、令和12（2030）年に63,977人、令和22（2040）年に64,678人と推計されます。また、国勢調査との比較は正確ではないものの、令和元（2019）年7月末の住民基本台帳を基に、同条件で仮定した場合、令和11（2029）年に64,685人、令和21（2039）年に65,406人と更に上回る増加が推計されます。なお、精緻な人口の将来計画については、本計画の「第3部人口ビジョン」の中で行います。

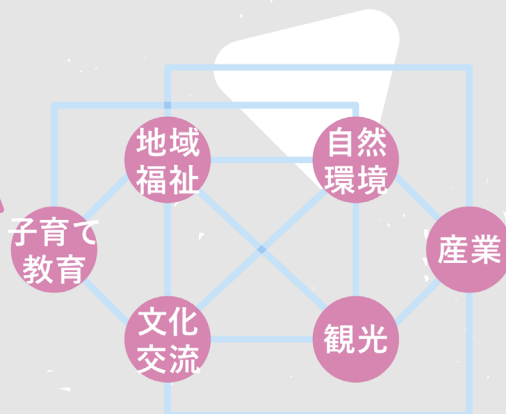


## つながりの道しるべ

基本構想で掲げる「求められる名護市の役割」や「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの基本方針」など、目指すべき名護市の「未来」を実現するため、多様な主体や、分野及び能力がそれぞれつながるような場づくりやしなやかを実行します。また、これまで積み重ねた名護市の独自性や個性といった根幹を維持しながらも、急速に変化する時代に「しなやか」に対応し、繰り返し実行していくことで次の時代へとつないでいきます。

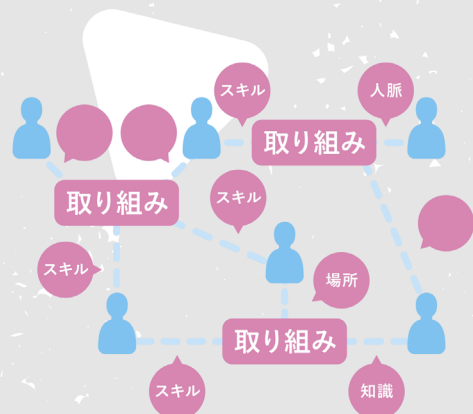


## 「つなぎ、創る・しなやかな未来」



### 分野をつなぐ

福祉、自然環境、産業、教育、文化、観光などこれまでの分野（世界）の枠を越えてつないでいきます。



### 能力をつなぐ

一人ひとりが持つスキル、知識経験、人脈などの能力（世界）を共有しつないでいきます。